

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

ページ

- 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について ..... 1
- 2 「神奈川県保健医療救護計画」の改定案について..... 16
- 3 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定案について. 20
- 4 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」(第6次)改定案について ..... 25

## 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、原則、5年を経過するごとに条例を見直すこととしており、今回、次の14条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直し結果

	条例名	見直し結果
(1)	神奈川県看護師等修学資金貸付条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
(2)	神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例	
(3)	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例	
(4)	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（※）	
(5)	旅館業法施行条例	
(6)	興行場法施行条例	
(7)	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例	
(8)	理容師法施行条例	
(9)	美容師法施行条例	
(10)	クリーニング業法施行条例	
(11)	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例	
(12)	と畜場法施行条例	
(13)	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（※）	
(14)	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	

※ 刑法改正に伴い、「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める条例改正議案を令和7年第1回定例会に提出

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名		神奈川県看護師等修学資金貸付条例			
条例番号		昭和39年年神奈川県条例第40号	法規集	第8編第2章第3節	
所管室課		健康医療局保健医療部医療整備・人材課			
条例の概要		将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	将来県内において、看護師等の業務に従事する人材を育成、確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	修学資金貸付者は大部分が県内で就業しており、県内の有能な看護人材の育成・確保に有効に寄与している。			令和5年度県内就業数/卒業数:165人/171人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付を規定する本条例の内容は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例				
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第3号	法 規 集	第8編第2章第4節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療整備・人材課				
条 例 の 概 要	この条例は、将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材の育成を目的としており、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	修学資金を貸付けた修学生の理学又は作業療法士としての県内就業率は高く、課題解決に有効である。			令和5年度県内就業数 /卒業数：4人/4人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県保健医療計画では、医療連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進において、理学及び作業療法士は大きな役割を担っており、県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材を育成する本条例は、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	令 和 6 年 度	次 回 見 直 し 予 定	令 和 11 年 度
条 例 名	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例				
条 例 番 号	平成 11 年 神 奈 川 県 条 例 第 42 号	法 規 集	第 8 編 第 4 章 第 3 節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課				
条 例 の 概 要	<p>本条例は、健康増進法第 20 条第 1 項に定めのある特定給食施設（継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設）よりも小規模な給食施設（継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設）での栄養改善指導の機会を確保し、県民の健康の保持増進を図る目的で制定された。小規模特定給食施設は、児童福祉施設や福祉事業所が多数を占めており、幼児期の望ましい食習慣づくりや事業所での健康課題解消のためには、特定給食施設と同レベルの栄養改善指導が必要であることから、条例化したものである。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県民の栄養の改善及び健康の保持増進を図るためには、県内の給食施設の 4 割※を占める小規模特定給食施設に対しても、特定給食施設と同様の栄養改善指導を行う機会を広く確保する必要があり、これを実施するための事項を定めた本条例は、現在でも必要である。</p>			<p>※ 県内給食施設 1,373 施設（うち小規模特定給食施設 556 施設） （令和 6 年 3 月末現在）</p>
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>条例に基づき、給食施設に対して、毎年 1 月に前年中の給食施設の給食状況を記載した給食施設栄養管理報告書の提出を求めて現状把握し、必要な指導、助言及び監督を行っており、給食を通じた食環境の整備のために有効に機能している。</p>			<p>小規模特定給食施設に対する栄養改善指導の実績 R 元年度：568 件 R 2 年度：459 件 R 3 年度：552 件 R 4 年度：386 件 R 5 年度：493 件</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>当該条例が掲げる「施設における給食に対する栄養改善指導の機会を確保し、もって県民の健康の保持増進を図る」との目的を達成するために過不足なく規定されており、十分効率的である。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	<p>条例の目的である、県域内の小規模特定給食施設における栄養管理指導の効果的な推進は、「新かながわグランドデザイン」のプロジェクト「3 未病・健康長寿 A 未病改善による健康寿命の延伸」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。</p>			
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>条例は、健康増進法第 20 条の特定給食施設に加えて、継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する小規模な給食施設に対し、県の栄養改善指導の機会を確保するものだが、その内容は、健康増進法の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法や法令には抵触しない。</p>				
その他					
見 直 し 結 果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。</p>			<p>理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>	

条例見直し調書

作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
------	-------	---------	--------

条例名	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例		
条例番号	昭和34年神奈川県条例第26号	法規集	第8編第5章
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条例の概要	ふぐの適正な取扱い及び販売を確保し、ふぐによる中毒の発生を防止するために必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食品衛生法に基づく規制に加え、ふぐの取扱い及び販売について特に規制を加える必要があることから、現在においても必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める試験制度、認証等要件、遵守事項等により、本県においてふぐによる食中毒は発生しておらず、有効に機能している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふぐ営業施設数 認証施設（令和6年3月31日現在） 県内 818施設 （うち県所管域 215施設）</li> <li>ふぐ包丁師免許交付数 令和5年度 38件</li> </ul>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める営業者、ふぐ包丁師の基準や遵守事項は、必要最小限のものであり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安全」の「③生活の安心の確保 1 食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	食品衛生法において、ふぐは、有毒な食品として一般に販売することが禁止されているが、専門知識を有する者が適切な処理をすることで販売等が可能な無毒な食品となる。これは、同法で掲げる飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するという目的に適合しており、憲法や法令に抵触するものではない。 ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国平準化を目的に国が示した認定基準に沿って、令和5年度に条例を改正した。	
	その他		
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	理由等	<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名	旅館業法施行条例				
条例番号	昭和32年神奈川県条例第64号	法規集	第8編第6章第1節		
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条例の概要	旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	旅館業法の規定により条例で定めることとされている衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めているものであり、また、許可申請等の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める衛生措置及び構造設備の基準は、衛生管理上の課題にも対応したものであり、有効なものである。			県所管域における旅館業施設数 R3 1383 R4 1391 R5 1462
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める構造設備の基準等、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、旅館業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名	興行場法施行条例				
条例番号	昭和59年神奈川県条例第25号	法規集	第8編第6章第1節		
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条例の概要	興行場法の規定に基づき、興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準その他興行場営業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	興行場法の規定により条例で定めることとされている興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準等について定めているものであり、また、許可申請の手数料も定めていることから、必要な条例である。			県所管区域における 興行場数の推移 R5 37施設 R4 36施設 R3 37施設
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、興行場営業の衛生水準を確保する上で有効なものである。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	興行場法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

条例見直し調書

作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
------	-------	---------	--------

条例名	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例		
条例番号	昭和48年神奈川県条例第4号	法規集	第8編第6章第1節
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条例の概要	公衆浴場法の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準、衛生及び風紀に必要な措置の基準その他公衆浴場の営業の適正の確保に関し必要な事項を定めている。		
検      討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	公衆浴場法の規定により条例で定めることとされている公衆浴場の設置の場所の配置の基準、衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めているものであり、また、許可申請の手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める衛生管理の基準は、レジオネラ症対策等を講ずる等、衛生管理上の課題にも対応したものであり、有効なものである。	県所管域における公衆浴場数の推移 R5年度末 389 施設 R4年度末 379 施設 R3年度末 368 施設
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。	
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、公衆浴場法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	理 由 等	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	理容師法施行条例				
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第9号	法 規 集	第8編 第6章 第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	理容師法の規定に基づき理容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置、理容所について講ずべき衛生上の措置等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、理容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、理容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、理容の業務における衛生を確保する上で有効に機能している。			県所管域における理容所数の推移 R5 1,234 施設 R4 1,265 施設 R3 1,275 施設
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわグランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、理容師法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	美容師法施行条例				
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第10号	法 規 集	第8編 第6章 第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	美容師法の規定に基づき美容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置、美容所について講ずべき衛生上の措置等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、美容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、美容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。			県所管域における美容所数の推移 R5 3,272 施設 R4 3,235 施設 R3 3,171 施設
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、美容の業務における衛生を確保する上で有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、美容師法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
------	-------	---------	--------

条 例 名	クリーニング業法施行条例		
条 例 番 号	平成14年神奈川県条例第69号	法 規 集	第8編第6章第1節
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条 例 の 概 要	クリーニング業法第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者がクリーニング所において講ずべき必要な措置を定めるとともに、クリーニング所の検査等に係る手数料を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、クリーニング業法の規定により条例で定めるところとされている営業者が講じなくてはならない衛生上の措置等について定めるものであり、また、クリーニング所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。	県所管域におけるクリーニング所施設数 R3 917 R4 874 R5 823
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、クリーニング所における衛生を確保する上で有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は、明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわブランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、クリーニング業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ul>	理 由 等	<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例				
条 例 番 号	昭和25年神奈川県条例第52号	法 規 集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	えなその他出産に伴う産あい物の処理を業とする者に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	胎盤や妊娠4か月未満の胎児などのえなその他出産に伴う産あい物（以下「産あい物」という。）については、社会通念上廃棄物とは区分して丁重に取り扱う必要があり、この処理業の許可制度について定める本条例は必要な条例である。			産あい物処理受託件数 R5：39,689件 R4：46,225件 R3：43,861件 R2：46,701件 R1：49,590件
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	産あい物の処理に関する公衆衛生上の措置については適切に定められており、有効である。			産あい物処理（焼却処理）業許可：2件 （昭和51年以降新規許可なし）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	産あい物処理業の施設基準等については、必要最低限のものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	産あい物処理業の許可等の適正な実施を確保するために必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。			
適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、産あい物の処理を業とする者に関し、許可制とするとともに、施設の構造設備基準を定めたもので、その内容は合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。				
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	と畜場法施行条例				
条 例 番 号	平成15年神奈川県条例第7号	法 規 集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のため、公衆衛生の見地から必要とされると畜場の構造設備の基準等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、と畜場法施行令第1条で定めると畜場の構造設備基準のほか、食肉等の安全性の確保及び食肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、より詳細な構造設備基準が必要であり、同条第11号に基づきその基準を定めるものとして必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めた構造設備の基準は、と畜場法の趣旨を遵守し、と畜場における獣畜の処理の適正を確保するために有効である。			と畜検査頭数 牛 豚 R5 3,413 418,322 R4 3,694 427,921 R3 3,975 446,083
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例において規定している構造設備基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複することなく、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の「③生活の安心の確保 ①食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	と畜場法施行令に基づき、と畜場の構造設備基準を定めており、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				

条例見直し調書

作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
------	-------	---------	--------

条例名	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例		
条例番号	昭和60年神奈川県条例第36号	法規集	第8編第6章第1節
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条例の概要	浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	浄化槽の保守点検は高度の専門的知識を要する業務であることから、浄化槽保守点検業者の登録の制度を設けることが適当であり、浄化槽法により、登録制度を設ける場合には条例で必要な事項を定めることとされていることから、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、浄化槽保守点検業者の水準を維持する上で有効なものとなっている。	浄化槽保守点検業者登録業者数 R5年度末 184 R4年度末 186 R3年度末 192
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、いずれも明確であり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわランドデザイン」の主要施策Ⅶ「県土・まちづくり」の施策体系に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	浄化槽法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例				
条 例 番 号	平成14年神奈川県条例第68号	法 規 集	第8編第6章第4節		
所 管 室 課	生活衛生課				
条 例 の 概 要	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく経営許可等に係る手続、墓地等の構造設備の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第10条による許可の手続等については、法に明確に定められておらず、的確に経営許可を行うためには、当該許可の手続等について定める本条例は必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合するよう、公衆衛生その他公共の福祉の観点から必要な制約、申請条件等が規定されており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	墓地等の経営が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	墓地等の経営の許可等の適正な実施を確保するために必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法の規定の範囲内で必要な事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			

## 2 「神奈川県保健医療救護計画」の改定案について

令和2年10月に改定した「神奈川県保健医療救護計画」について、令和4年7月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」及び令和6年能登半島地震での取組等を踏まえ、その内容を改定し、名称を「神奈川県災害時保健医療救護計画」に改め、今般、改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和6年3月 令和5年度神奈川県災害医療対策会議で計画改定を説明するとともに、方向性について議論
- 10月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告
- 10月 市町村及び関係機関・団体等への意見照会、調整  
～11月
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案報告
- 令和6年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和7年1月

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

災害発生時の保健・医療・福祉の連携を強化し、保健医療福祉活動の実効性を高めるため、改定する。

#### イ 計画の性格

「神奈川県地域防災計画」の医療救護に係る部分及び「神奈川県保健医療計画」の災害時医療に係る部分の個別計画である。

#### ウ 計画期間

なし

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方

災害時における保健・医療・福祉の連携の重要性が示された厚生労働省通知に対応するため、大規模災害時の保健医療福祉活動について実効性を高めるための体制整備を行うほか、能登半島地震で判明した課題等を踏まえ、本県における災害時の保健医療福祉活動を定めるものとする。

#### カ 計画改定のポイント

- (ア) 保健医療福祉調整本部の新設
  - ・ 県災害対策本部の下に、大規模災害時の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、災害発生時における保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の一元化を図る。これに伴い、現行の保健医療調整本部は廃止する。
  - ・ 被災した社会福祉施設の被害状況の把握及び応急対策等に関する担当部門を新設する。
- (イ) 保健医療福祉調整本部内に I T 化支援担当を新設
  - ・ デジタルツールを活用して、災害発生時の本部内業務の効率化を支援する担当部門を新設する。
- (ウ) 災害発生時の社会福祉施設の被災状況の把握及び対応
  - ・ 被災した社会福祉施設から医療ニーズに関する情報収集を行い、医療支援に繋げる考え方を規定する。
- (エ) 地域における保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
  - ・ 災害発生時の地域の医療救護活動の本部機能を担う県保健福祉事務所の役割に、被災した社会福祉施設における医療ニーズの把握や、避難所における災害派遣福祉チーム（D W A T）の活動に関わる福祉ニーズ等の把握を追加する。

### (3) 改定案の概要

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

#### 第 1 章 県内の大規模災害における対応

##### 第 1 節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

##### 第 2 節 保健医療福祉活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 3 災害派遣福祉チームの活動（現場支援）
- 4 本部支援チームの活動
- 5 傷病者の搬送

- 6 医薬品等・血液製剤の確保
- 7 保健対策
- 8 生活衛生対策
- 9 防疫対策
- 10 要配慮者支援

### 第3節 災害フェーズと主な対応

- 1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- 2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- 3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- 4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）
- 5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

## 第2章 県内の局地災害等における対応

- 1 局地災害
- 2 原子力災害

## 第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

- 1 県の役割
- 2 災害拠点病院・関係機関等の役割

## 第4章 平時の対応

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関
- 4 災害拠点病院
- 5 災害協力病院
- 6 災害拠点精神科病院

## (4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

### ア 意見募集期間

令和6年12月20日～令和7年1月19日

### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

### ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 1件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 県保健医療福祉調整本部の体制に関すること	1件
計	1件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	1件
(イ) ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています。	0件
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	0件
(エ) 反映できません。	0件
(オ) その他（感想・質問等）	0件
計	1件

カ 意見の内容

(ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ 歯科保健医療に関する情報を把握・管理し、外部からの歯科支援チームも含めて総合調整する者として、「災害歯科コーディネーター」について記載すべきではないか。

(5) 改定素案からの主な変更点等

- ・ 県保健医療福祉調整本部に設置される各調整本部等の取組内容に、災害歯科コーディネーターに関する記載を追記した。
- ・ 「はじめに」の「3 本計画が想定する災害」に、本県で想定される主な大規模地震の一覧、予想震度分布及び人的被害想定を掲載した。
- ・ 巻末に「資料編」を追加し、本県で想定される主な大規模地震の被害想定一覧を掲載した。

(6) 今後のスケジュール

令和7年3月 県防災会議で決定する新たな地震被害想定を本計画に  
反映  
計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 神奈川県災害時保健医療救護計画【概要版】（案）
- ・ 参考資料2 神奈川県災害時保健医療救護計画（案）

### 3 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定案について

平成30年3月に改定した「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）について、令和6年7月2日に国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が全面改定されたことに伴い見直すこととし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

#### (1) これまでの経過

- 令和6年9月 第1回神奈川県感染症対策協議会で計画改定を説明するとともに、改定骨子案を議論  
計画改定に関する市町村説明会を開催
- 10月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告
- 11月 第2回神奈川県感染症対策協議会で改定素案を議論  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村への意見照会
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施  
～1月
- 令和7年2月 第3回神奈川県感染症対策協議会で改定案を議論

#### (2) 改定の概要

##### ア 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画についても全面的な改定を行う。

##### イ 計画の性格

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき都道府県が作成する計画である。
- ・ 神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置などを示すとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものである。

##### ウ 計画期間

政府行動計画が概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されていることから、県行動計画もそれに沿った対応を行う。

##### エ 対象区域

県内全市町村とする。

## オ 計画改定の考え方

令和6年7月2日に全面改定された政府行動計画に基づいた上で、本県の新型コロナ対応の経験を反映するとともに、「神奈川県感染症予防計画」等関連する県計画と整合を図りながら改定する。

## カ 計画改定のポイント

- ・ 対象とする疾患は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととする。
- ・ 対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させる。
- ・ 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。
- ・ 神奈川県感染症対策協議会等における専門家等からの助言を対策に反映する。

### (3) 改定案の概要

#### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

##### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

###### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

###### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

##### 第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

###### 第1節 行動計画の作成

###### 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

###### 第3節 行動計画改定の目的

#### 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

##### 第1章 新型インフル等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

###### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

###### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

###### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

###### (1) 有事のシナリオの考え方

###### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- (1) 平時の備えの整理や拡充
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成や保存

#### 第5節 対策推進のための役割分担

- (1) 国の役割
- (2) 県、市町村の役割
- (3) 医療機関の役割
- (4) 指定（地方）公共機関の役割
- (5) 登録事業者
- (6) 一般の事業者
- (7) 個人

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

#### 第1節 行動計画における対策項目等

- (1) 行動計画の主な対策項目
- (2) 対策項目ごとの基本理念と目標
- (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

### 第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 第1節 県がJ I H S等との連携により果たす役割

- (1) J I H S等とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価
- (2) 科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有
- (3) 研究開発や臨床研究等への支援
- (4) 人材育成

#### 第2節 行動計画等の実効性確保

- (1) E B P Mの考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

- (5) 市町村行動計画等
- (6) 指定（地方）公共機関業務計画

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、  
リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

各章に次の項目を  
記載

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

#### (4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

##### ア 意見募集期間

令和6年12月20日～令和7年1月19日

##### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への  
周知等

##### ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含  
む。）、ファクシミリ

##### エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 2件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画に 関すること	2件
b 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な 方針に関すること	0件

c 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組に関すること	0件
d その他	0件
計	2件

#### オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	0件
(イ) ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています。	1件
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	1件
(エ) 反映できません。	0件
(オ) その他（感想・質問等）	0件
計	2件

#### カ 主な意見

- (ア) 既に計画素案に盛り込まれている意見
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を盛り込むことが重要である。
- (イ) 今後の施策運営の参考とする意見
  - ・ 計画が総花的で何が変わったのかわかりにくい。

#### (5) 今後のスケジュール

令和7年3月 計画の改定

#### <別添参考資料>

- ・ 参考資料3 神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】  
(案)
- ・ 参考資料4 神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

## 4 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第6次）改定案について

令和4年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」（以下「第5次指針」という。）の設定期間が満了するため、令和7年度を初年度とする改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和6年11月 神奈川県食の安全・安心審議会に諮問
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 令和6年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和7年1月
- 令和7年2月 神奈川県食の安全・安心審議会から答申

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

第5次指針で推進してきた取組を基本としつつ、機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度に対応した内容を盛り込み、更なる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため改定する。

#### イ 指針の性格

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ中期的な目標や方向性を示すものとして、学識経験者、関係団体、県民等で構成する「神奈川県食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、定めるものである。

#### ウ 設定期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

#### エ 改定のポイント

##### (ア) 設定期間の延長

第5次指針で示した施策の方向性は第2次指針から同一であり、必要な施策は整理されていること、指針に基づく取組の期間を長く確保することで、より効果的な検証ができると考えられることから、設定期間を3年から5年に変更する。

##### (イ) 新規取組

令和6年3月に発生した、いわゆる「紅麹サプリ」による健康被害事案を受けて、新たに義務化された機能性表示食品等に係る健康被害情報の速やかな提供について、営業者への指導を追加する。

##### (ウ) 重点的取組

インターネットやSNSの普及により様々な情報が溢れる中で、

県が県民や食品関連事業者へ科学的知見に基づいた正しい情報を十分に提供することが益々重要であるため、リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）について、引き続き重点的に取り組む。

### (3) 改定案の構成

#### I これまでの県の取組

#### II 改定の趣旨

#### III 基本的事項

##### 1 位置づけ

##### 2 条例及び既存法令に基づく施策との関係

##### 3 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

#### IV 施策の方向に沿った取組

[生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保]

〈生産段階〉

##### 1 生産者等における自主管理の促進

##### 2 生産者等に対する指導等の実施

##### 3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

##### 4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止

〈製造・輸入・調理・販売段階〉

##### 5 食品営業者等における自主管理の促進

##### 6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

##### 7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

##### 8 食品表示の適正の確保の推進

[リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）]

##### 9 情報の共有化の推進

##### 10 関係者による意見交換の促進

#### V 施策の推進体制

##### 1 庁内の連携体制

##### 2 関係機関等との連携

##### 3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割

##### 4 県民意見の反映

##### 5 他の計画との関係

### (4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和6年12月17日～令和7年1月15日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への

周知等

## ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、  
ファクシミリ等

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 15件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a これまでの県の取組	0
b 改定の趣旨	0
c 基本的事項	0
d 施策の方向に沿った取組	10
e 施策の推進体制	1
f 用語集	4
計	15件

## オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな指針案に反映したもの	8
(イ) 既に取り組んでいるもの	0
(ウ) 今後の施策運営の参考とするもの	0
(エ) 反映できないもの	0
(オ) その他(感想・質問等)	7
計	15件

## カ 主な意見

(ア) 新たな指針案に反映したもの

- ・ 緊急時の対応において、「食品による重大な健康被害が生じ」とあるが、器具や容器包装等による健康被害も起こり得るので、それらも含めた表現の方がよい。

(イ) その他(感想・質問等)

- ・ 流通食品等の安全性が確保されていることを抜き取り検査等によって確認するとあるが、「抜き取り検査等」の「等」は何を指しているのか。

### (5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 「V 施策の推進体制」の2「(2) 緊急時の対応」について、パブリック・コメントの意見を反映し、文言を修正した。

### (6) 今後のスケジュール

令和7年3月 指針の改定

＜別添参考資料＞

- ・参考資料5 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）（令和7年度～令和11年度）（案）